

専門的職業教育研究の予備的検討

——英米系専門職研究の系譜の検討を通して——

植 上 一 希*

A Preliminary Examination for a Study on Specialized Training: The Examination of the Studies on Profession in the English-Speaking World

Kazuki UEGAMI

The purpose of this paper is to examine studies on profession.

It is the preliminary examination for a study on specialized training in Japan.

Mainly, the following two points become clear.

First, there are problems such as cultural bias and lack of historical viewpoints in the studies on profession in the English-speaking world.

Second, recent studies on profession use the concepts of 'profession' and so on effectively, but those concepts have some problems.

In conclusion, I argue on the importance of the study taking account of the mentioned points and Japanese special characteristics.

目次

- I. 研究の位置づけと意義
- II. 英米系職業社会学における専門職研究の系譜
 - A. 英米系専門職研究の展開
 - B. 専門職の概念規定
 - C. 職業社会学における英米系専門職研究の批判
 - D. ラディカルな批判
 - E. 専門職研究の利点と限界
- III. 専門職研究の批判的継承に関する諸論点
 - A. 「専門職」概念の鋳直し
 - B. 「専門職」タームの限界
 - C. 「資格社会」概念の活用
 - D. 「資格社会」タームの問題点
- IV. まとめ
 - A. 本論のまとめ
 - B. 今後の課題

I. 研究の位置づけと意義

産業構造や職業構造の変容、雇用形態の変化などにもない、若者を中心とする就労問題は現代的課題となっている。それに対して「日本版デュアルシステム」など職業能力向上支援のための様々な施策がなされているが、総じて場当たりの状態に終わっているという評価が強い¹⁾。そうしたなかで、職業教育研究の現代的重要性、特に特定の専門性や職業資格²⁾と関連する専門的職業³⁾に関する教育の研究の現代的重要性は明らかであろう。しかし、重要性に対して、研究はいまだに少なく、問題への有効なアプローチも確立されているとはいえない段階にある。筆者は非常に大きいテーマとして専門的職業に関する教育の研究を行う予定であるが、その準備作業としてまず、専門的職業を対象とした先行研究の整理、検討が必要だと考える。本論はそうした位置づけをもつ。

専門的職業に関する研究という、漠然として大テーマを先にあげたが、より具体的なテーマ、論点として念頭にあるのが、専門学校が養成の対象とするような、看護

*生涯教育計画コース 博士課程2年

師や自動車整備士などいわゆる「準専門職」に関する教育や職業資格制度の検討である。これらの研究は、専門学校や「準専門職」の需要が高まるなか⁴⁾現代的意義が高まっていると同時に、全体的な専門的職業に関する教育の研究の一部に位置づくという点でも意義があるといえよう。しかし、この分野でも研究の進展は遅れているといわざるを得ない。例えば、専門学校を対象とした総合的な研究としては、韓民の『現代日本の専門学校』⁵⁾をあげることができるが、英米系職業社会学の概念である「準専門職」という概念を安易に適用して専門学校の教育の性格付けを行うなどの方法的問題が多々ある。「準専門職」と専門学校の関係性、日本における「準専門職」のルーツの模索、「準専門職」と「専門職」の関係性など、関連論点が多数存在するが、ほとんど明らかにされていないのが現状である。

筆者はこれらのテーマにアプローチする方法として、日本の特質を考慮に入れた適切な分析枠組みの設定に基づく歴史研究が必要であると考えているが、その方法もほとんど練られていないのが現状であろう。これらの諸課題をふまえて、本論では専門的職業教育研究の予備的検討として専門的職業を対象とした先行研究の整理・検討を行い、その利点と限界を明らかにすることを目的とする。

ところで、専門的職業を対象とした先行研究といった場合、専門職研究において主流をしめてきた英米系職業社会学における専門職研究の検討は不可欠であろう。他方、近年では英米系専門職研究を批判的に継承した歴史研究も盛んである。本論ではこれらの研究をとりあげ、主に研究方法の面で検討する。

II章においては、英米系専門職研究の展開と特徴、そしてそれに対する職業社会学内外からの批判をとりあげ、英米系専門職研究の非歴史性、文化的偏りを明らかにするとともに、専門職研究を通じて鑄造された「専門職」「専門職化」概念の、鑄直しによる有効活用の必要性を述べる。

では、鑄直された「専門職」タームなどを用いることの利点と問題点はどこにあるのか。この問いについて、英米系専門職研究を批判的に継承した諸研究をとりあげ、今後の専門的職業研究のための諸論点を提示するのがIII章である。

IV章ではこれらをもとに総括を行い、今後の研究課題を提示する。

II. 英米系職業社会学における専門職研究の系譜

A. 英米系専門職研究の展開

いわゆる専門職研究の主流が英米系職業社会学にある

ことは周知の事実であろう。英米系専門職研究は、直接的には英米における医師、法律家、大学教師などの「専門職」の重要性の高まりに応じて、1930年代頃から本格的に始まった⁶⁾。医師会のような専門職団体が突出し影響を広げ、それと並行して多くの職業の「専門職化」が進行するのに対応して、「専門職」への学問的関心が高まったのである。

「専門職」が英米系職業社会学においてさらに重要な研究対象となった点において、タルコット・パーソンズの影響を見逃すことはできない。パーソンズは教育革命を重視する独自の近代化論を展開し、その上で「専門職」の形成・発展を近代化の動力の一つとして非常に重視した⁷⁾。1968年に出版された“*Encyclopedia of the Social Sciences*”においても、「専門職」の項を任せられ、その重要性を次のように強調している。

「専門職は、その発展は明らかにまだ不完全ではあったけれども、近代社会においてすでに最も重要な単一の構造的構成要素となっていた。それは言葉のかなり初期近代的意味において、まず『国家』にとって代わり、ごく最近では『資本主義的』経済組織にとって代わった。資本主義的とか社会主義的とかといった組織形態の特殊性を越えて、専門職の出現は20世紀における決定的な構造的発展である⁸⁾。」

そして、「専門職」が近代科学によって確立された科学性や専門的知識によって専門性を有し、国家からの自律的な職業であることにも同時に近代性をみたのである。こうした観点は英米系専門職研究においてほぼ共有されている。

B. 「専門職」の概念規定

英米系の専門職研究における最も大きな特徴であり、また専門職研究の出発点となるのが、「専門職」の概念規定である。サンダースが「専門職」と「準・非専門職」との関係について「その分割線は恣意的であるばかりではなく、分割線の設定は大きな困難をともなう⁹⁾」と論じたように、専門職研究を始めるにあたって、英米系専門職研究は、「専門職」概念の規定を必要とした。その際、とられた方法は、「専門職」の理念型を明らかにし、それをもって「専門職」概念を定義するという方法であった。当時、強い影響力を有していた医師、法律家、大学教員などを「専門職」のモデルとして捉え、その特徴をもとに、理念的に「専門職」概念を定義したのである。

英語圏のみの、しかも現存する古典的専門職についての理念型、もしくは経験的データのみから抽出される定義は、当然のことながら完全なる一致をみず、定義に関する多くの論争がなされた。竹内洋のプロフェッション

に関する定義のリスト¹⁰⁾を参考にすれば、「専門職」の指標として以下のものをあげることができよう。①組織＝専門職集団の形成、②高度に専門化した教育、③理論的知識に基づく技術、④能力のテスト＝資格試験、⑤行為の綱領＝倫理、⑥愛他主義、公的奉仕、⑦自律性、⑧職業独占、⑨高い社会的地位、経済的報酬などである。

こうして「専門職」概念が一度規定されると、これらの指標をもって、様々な職業が分析される。すなわち、「専門職」を中心として、「準専門職」、「非専門職」という序列的な規定が理念的になされるのである（「専門職－非専門職連続体説」）。また、序列的な枠組みのもとでは、様々な職業集団の動向もこれらの指標により分析される。例えば「準専門職」的な職業が「専門職」に「上昇」するような動向が「専門職化」としてとらえられるのである。

C. 職業社会学における英米系専門職研究の批判

英米系専門職研究は、英語圏の「専門職」をモデルとして理念的に概念規定を行うため、非英語圏における専門的職業を検討する場合、専門職研究の主流である英米系専門職研究の適用は容易ではない¹¹⁾。そうした点から、職業社会学の分野においても、従来の研究に対する批判がなされた。ここでは、日本の職業社会学における英米系専門職研究の受容のされ方の検討を通して、論点を抽出しよう。

(1) 古典的専門職モデルへの批判＝時代的対応の必要

英米系専門職研究において、「専門職」の典型的モデルとされたのは医師であり、それに次ぐ形で法律家、牧師などがモデルとされる。英語圏における医療専門職集団の隆盛などが時代的な背景となっている。こうしたモデルをもとに、「専門職」概念が規定されたのであるが、竹内洋は「これら既成の専門職の定義は古典専門職のイメージにとらわれていて現代の専門職概念としては、はたして適当であろうか¹²⁾」と問題提起を行っている。

科学者、技術者などの技術的・科学的専門職などの今日における隆盛を視野に入れるならば、かつての専門職研究がモデルとした医師、法律家などは古典的専門職として分類されるべきであり、古典的専門職から理念的に導き出される定義の指標、例えば愛他主義や倫理などの指標は、現代的な有効性をもたない。従って、古い「専門職」と新しい「専門職」を統合した専門職概念を設定する必要がある。竹内の主張をまとめると以上のようなになるだろう。

竹内の批判は、時代的文脈に沿った形で「専門職」概念規定がなされる必要があるという点で、英米系専門職

研究に対する重要な批判となっているが、英米系の「専門職」を対象もしくはモデルにして議論を展開するという点では、従来の研究との違いは見出せない。

(2) 英米系モデルへの批判＝社会的・文化的対応の必要

英米系の「専門職」をモデルにして概念規定を行うことについて批判を行っているのが、中野秀一郎¹³⁾である。まず、中野は「完全な定義（論理的理想型であれ、規範的理想型であれ）を確定してしまおうという試みは無意味」であり、「現実を分析せずにソフィスティケートされた定義論争をしても、それは科学研究としては不毛である¹⁴⁾」として、理想型による定義自体を批判する。ただし、研究においては最低限の定義は不可欠である。その際、時代性を考慮するとともに、「プロフェッションとは、ある超越的基準によって定義しうる実体ではなく、社会的・文化的文脈の中でその真の意義を確認できる存在であることに十分な留意が寄せられるべきである¹⁵⁾」として、日本独自の社会的・文化的文脈をふまえた専門職研究の必要性を論じるのである。

中野の批判は、英米系の「専門職」をモデルにして定義された「専門職」概念から抜け出し、日本の実態からの概念の作り直しを提起した点で注目できよう。

D. ラディカルな批判

職業社会学の分野外からも様々な批判が、英米系専門職研究に向けられてきている。そもそも、英米系専門職研究は、〈科学による専門的職業能力の確定⇒大学を中心とした高度な教育訓練の実施による専門的職業能力の付与⇒厳しい資格試験による能力の定着の証明⇒職業資格の付与〉という職業能力、教育、職業資格の関連について、また、それを基盤とした「専門職」の各種特権について、正当化されうると想定してきた。その想定に対して様々な批判がなされてきたのである。主要な批判をあげてみよう¹⁶⁾。

第一に、専門性の根拠となる科学・技術への批判である。英米系専門職研究においては、「専門職」の歴史的誕生は科学の発展と切り離せない。すなわち、近代科学の発展と専門職集団の生成の相互連関により、従来の「非科学的」な職業にとってかわって「科学的」な「専門職」が誕生したというのが、一般的な把握であった。しかし、科学史の研究をふまえるならば近代科学も一つのパラダイムに過ぎない¹⁷⁾。こうした観点から、「科学的」と「非科学的」の分類の恣意性への批判が行われた。例えば、B・エーレンライクとD・イングリッシュは、実際の医療に効果的な知識の体系も方法論も持たない初期の医師集団が、「科学」という権威によって、実際の医療では非

常に優秀であった産婆などの素人医療家を排除してきた歴史を提示し、「専門職」の「科学性」への批判を行っている¹⁸⁾。

第二に、「専門職」の指標である自律性への批判である。英米系専門職研究は、自律性を「専門職」の存在にとって本質的なものとして定めてきた。その自律性とは、顧客に対する自律性と国家、圧力団体、保険会社などに対する自律性の二つのタイプがあるが、両者の背景にはともに専門性の自由度の確保という本質的命題がある。それに対して、英米における「専門職」の国家に対する自律性は神話であるという批判がなされたのである。例えば、M・S・ラスンは英米の専門職集団が自らの職業独占を強化するために、もしくは市場の統制のために、国家権力を利用してきたことを歴史的に明らかにすることを通して、「専門職」の自律性を批判している¹⁹⁾。また、イリイチらは顧客＝素人に対する「専門職」の専制的支配を批判している²⁰⁾。

これらの批判をふまえて英米系専門職研究に対して最もラディカルな批判がなされる。それは、「専門職」もしくは「専門職化」の核心は職業独占への志向にあり、英米系専門職研究において議論されてきた「専門職」の定義・指標のほとんどは、職業独占のための戦略もしくは方便に過ぎないという主張である²¹⁾。ラスンらの関心は、主に諸専門職集団によって発展させられた職業独占のための戦略に向けられ、そうした分析は今日「権力志向的」分析として存在している²²⁾。

E. 専門職研究の利点と限界

以上の検討により、英米系職業社会学を中心とした専門職研究の方法的な利点と限界が明らかになる。

英米系専門職研究は、近代社会の発展と「専門職」の発展の相互関係を重視したパーソンズの機能主義的アプローチを引き継ぎ、英米系の「専門職」をモデルとして「専門職」の概念規定を行った。理念的にいくつかの指標を設定し、それをもって現実の職業社会の検討を行ったのである。

これに対して、職業社会学内では医師などの古典的モデルを、もしくは英米系の「専門職」自体を典型的モデルとすることへの批判が生じた。他方、「権力志向的」分析の論者たちは、従来の専門職研究における定義・指標自体を極端に否定したのである。

こうした批判が明らかにしたのは、英米系専門職研究の非歴史性と文化的偏りとも言ってよいだろう。確かにこれらの点は克服されねばならない点である。しかし、だからといって、英米系専門職研究全体が否定されるわけではない。確かに、「科学」による「非科学」の排除の

問題など、「専門職化」に付随する様々な葛藤を検討する必要性は高いが、他方で近代科学の発展や有効性自体を否定できないように、英米系専門職研究で打ち出された諸指標すべてを否定することはできないのである。

必要なことは、職業社会学の指標を完全に否定するのではなく、それらに対する様々な批判を念頭におきながら、それぞれの国・地域、もしくは時代状況に沿った形で、「専門職」を検討することであるといえよう。

III. 専門職研究の批判的継承に関する諸論点

II章で明らかにしたように、日本における専門的職業を対象とした研究を行う際、英米系専門職研究を、特にその「専門職」概念を無批判に導入することはできない。なぜなら、英米系専門職研究で設定された「専門職」概念、すなわち英語圏の古典的専門職モデルを念頭において理念的に設定された「専門職」概念は、非英語圏の専門的職業を対象とする研究において適用は困難であると同時に、「専門職—非専門職連続体説」などの諸問題を有しているからである。

こうした点を確認するならば、それぞれの地域・国、もしくは時代状況に即した形での実態的な研究が求められるが、その枠組みの構築は容易ではなく、また、先行研究である英米系専門職研究の全否定も適当ではない。

したがって、本章では、英米系専門職研究、特にその「専門職」概念を批判的に継承した研究に注目し、そこから示唆される点と課題を明らかにする。

A. 「専門職」概念の鋳直し

英米系専門職研究の問題の一つは、「専門職」概念が英語圏の古典的専門職をモデルとして理念的に設定されたという点である。こうした性格ゆえに、「自律性」や「愛他主義」など、本来、専門的職業とは関係が薄い要素が、「専門職」の指標として設定され、実態とはかけ離れた概念設定となっている。また、仮に「自律性」などを英語圏における「専門職」の指標として認めるとしても、英語圏の古典的専門職がモデルとなっているため、非英語圏、例えばドイツのように国家に対する専門的職業の「自律性」が低いとされてきた国や地域の検討に際して、「専門職」概念の導入は困難になっている。

それでは、実態的な検討に際して、「専門職」概念の諸指標は否定されるべきなのか。確かに、「権力志向的」分析の論者たちが行ったように、英米系「専門職」概念・諸指標の正当性やリアリティを疑問視することは一つの方法であり、このような懐疑的態度は、「専門職」の実態を理解するうえで有効である。しかし、これらの諸指標をカモフラージュであるとして全否定するのも極端な方

法であろう。なぜなら、ここであげられている諸指標は、積極的な価値とともに否定的な価値を持ちうるからである。例えば、「高度に専門化した教育」は「専門職」の重要な指標の一つであるが、それは「専門職」に積極的な価値を与えることもあれば（実際、大きな価値を与えているのだが）、逆に、高等教育と職業教育の矛盾などの否定的な価値も有しているのである。したがって、「専門職」概念の諸指標は、専門的職業に対する固定的・拘束的な分析タームとして用いることがなければ、専門的職業を分析する際の枠組みとして活用することが可能といえるだろう。

こうした観点をもつならば、専門的職業に関する諸論点にも実態的に迫ることができよう。すなわち、どのように専門的職業は認知され、その他の職業から区別されるのか。どのような過程を通して旧来の職業は専門的職業に転化するか、もしくは新しい職業として確立されたか。彼らの妥当性はどのように証明されるのか。これらの諸論点に関して、英米系専門職研究が理念型や同時代の経験的データによって応答せざるを得なかった。それに対して、新たに鑄直される「専門職」タームを用いることで、従来の「専門職」、「専門職化」概念にとらわれない検討が可能となるのである。

「専門職」概念の鑄直しによって、非英語圏の専門的職業研究の幅も広がる。「専門職」概念の諸指標を固定的・拘束的なものとしなないということは、その源流である英語圏の古典的専門職モデルを相対化するということであり、したがって、非英語圏の専門的職業は英語圏古典的専門職の亜流としてではなく、並列的なものとして扱われることとなるからである。

こうした観点から行われた、近年の優れた研究としては、チャールズ・E・マクレランドの研究²³⁾をあげることができよう。マクレランドはドイツの専門職の検討に際して、まず英米系専門職研究によって鑄造された「専門職」「専門職化」の概念をそのままドイツに適用することには限界があることを指摘する。そのうえで、この社会的概念を批判的に操作し、歴史研究用の概念に鑄直して、近代ドイツの主だった知的専門職の生成、成長、変質、崩壊の歴史過程を体系的に分析することに成功している。

例えば、専門職、資格、教育という3つの要素の関係性の検討におけるマクレランドの画期性がある。この点に関しては、英米系専門職研究が3つの要素の有機的関連の正当性を主張するのに対して、「権力志向的」論者は「専門職」の独占維持のメカニズムとしての資格、教育という議論をするという、両極端な議論の対立がある。それに対して、マクレランドは鑄直した「専門職」ター

ムを用いることで、どちらの議論にも偏ることのない形の、ドイツ特有の3者の関係性の検討に成功しているのである。こうした点をはじめとして、マクレランドは鑄直した「専門職」タームを用いることで、ドイツ特有の専門職をめぐる社会構造の検討に成功しており、また専門職の類型的把握の可能性、すなわち専門職の国際比較も展望されている。

実態的検討や非英語圏での検討を可能にするという点で、マクレランドの研究に見られるような英米系専門職研究の批判的継承は評価できるだろう。

B. 「専門職」タームの限界

しかし、鑄直した「専門職」タームを用いての専門的職業研究にも限界がある。検討対象となる職業の限定という問題である。

もちろん、専門的職業を対象とした研究を行うにあたって、対象とする職業を意図的に限定すること自体は問題ではない。問題となるのは意図的な限定ではなく、無意図的な限定である。すなわち、鑄直されたとはいえども依然「専門職」タームが有する「専門職」イメージや固定観念から来る職業の限定という問題である。

例えば、先にあげたマクレランドにおいても、「専門職」として検討対象とされているのは、官吏、弁護士、医師、聖職者、教師、技術者であり、英米系専門職研究がイメージする「専門職」とほぼ重なっている。そこでは、英米系専門職研究で「準専門職」、「非専門職」とされる看護師、社会福祉職従事者、熟練労働者などが扱われることはない。もちろん、マクレランドの研究においても意図的な限定という側面は強いと思われるが、他方、固定観念からくる無意図的な排除といった側面があったとも考えられる。

より正確にいうならば、どんなに「専門職」タームを鑄直しても、「専門職」タームを中心的に用いる場合、その視野のうちには「準専門職」や「非専門職」は入りえないのである²⁴⁾。

では、職業の限定の何が問題となるのか。問題点として次の3点を指摘できよう。第一が職業社会全体の分析不可能性である。もちろん、こうした「専門職」の研究は社会的・政治的・文化的影響からみてもその重要性は疑い得ない。しかし、他方、それ以外の大多数の社会層の職業生活の研究の重要性は明らかである。「専門職」以外の職業にアプローチできないこと、これが第一の問題点である。

第二に、「専門職」研究自体の問題として、「専門職—非専門職連続体説」を放置してしまうという問題がある。

II章で論じたように、英米系専門職研究は、「専門職」を

頂点において、「準専門職」、「非専門職」を序列的に規定する「専門職—非専門職連続体説」をとる傾向が強い。理念的に規定された「専門職」概念によって、「準専門職」、「非専門職」が序列化されることの不当性は、今までの論述で明らかであろう。マクレランドらの研究は、理念的に「専門職」概念を設定することを避けることに成功したものの、「準専門職」や「非専門職」を視野に入れないことで、これらの問題点を放置してしまっているのである。

また、「専門職」以外の職業を対象としないことで、いわゆる「準専門職」や「非専門職」とされる職業との比較の視点も失われる。そうなると、「専門職」研究としても不十分となるであろう。これが第三の問題点である。

C. 「資格社会」概念の活用

こうした、「専門職」タームの限界性をふまえるならば、専門的職業を検討するに際して、より洗練された分析タームが必要となるだろう。特に、以上の3点をふまえた分析ターム、すなわち、各職業を序列的に配置・検討するのではなく、横断的・並列的に検討する視点が必要となる。

こうした観点に立つ場合、「専門職」概念から「資格社会」概念に分析タームを変更して、専門的職業研究の視点を広げた望田幸男らの研究が注目されよう²⁵⁾。

望田幸男はマクレランド著作『近代ドイツの専門職』の監訳者でもあり、マクレランドの専門職研究からも当然のことながら大きな影響を受けている。しかし、望田はマクレランドの功績を十分に評価したうえで、「専門職」という概念は、大学卒業者ないし相当の教育資格の保持者の世界に適用範囲をもつものであって、膨大な非大学卒業者群を視野のうちにもつものではない²⁶⁾」として、「専門職」というタームの限界を指摘する。

「専門職」タームの代わりに、望田が新たな分析タームとして持ち出すのが社会学の概念²⁷⁾としてのルーツをもつ「資格社会」という概念である。「資格社会」概念の核心には、近代社会を教育資格と職業資格という二重の構成因子をもつ資格社会として把握するという視点があり、この「資格社会」概念を分析タームとして用いることで、「専門職はいうに及ばず、非大学卒業者群の職業選択やリクルートをも包摂して論じ、しかも国際比較の基準としても有効性を²⁸⁾」もつことが可能となるというのである。

実際、「資格社会」という分析タームには、職業資格の形式と内容、職業資格取得者の社会的出自、職業の収入や社会的地位などの細かい分析枠組みが含まれ、「専門職」タームの諸指標・分析枠組みを巧みに引き継いでい

る。また、出自が理念型の概念である「専門職」概念ではなく、より制度的な概念である「資格社会」を用いることで、従来理念的に「準・非専門職」とされてきた職業をも研究対象とし、各種職業の資格、出自、機能を横断的に並列化することが可能となり²⁹⁾、「専門職—非専門職連続体説」という序列的な職業社会の枠組みの克服が図られている点にも注目できよう。

もちろん、国家試験ネットワークが発達したドイツだからこそ、「職業資格＝教育資格＋国家試験」という「方程式」の束としてドイツ近代社会をとらえるという視点が説得力を持つという点も考慮に入れておくべきだろう。しかし、資格制度という制度面に注目することで、「準・非専門職」への視点の欠如という「専門職」タームの限界を乗り越えている点は、評価することができよう。

D. 「資格社会」タームの問題点

「資格社会」タームの活用は、従来の専門職研究では視野に入れられることのなかった「準・非専門職」を視野に入れるという点で注目できる。しかし、「準・非専門職」を「専門職」と同時に検討対象にすえた場合、英米系専門職研究が「専門職—非専門職連続体説」として扱い、マクレランドが検討を回避した、「専門職」と「準・非専門職」との関係性の検討が不可避的な課題として生じる。すなわち、「専門職」、「準・非専門職」を含めての、各職業間の相互関係、そしてそれをふまえた発展過程や現状の検討という課題である。

こうした課題に対して、「資格社会」タームを活用した研究は対応できるのか。結論からいうならば、少なくとも望田の研究においては成功しているとは言い難い。なぜなら、望田は、若干の留保を行いつつも、結局、「専門職—非専門職」の発展過程を、「下方展開」としてとらえてしまうからである。その根本には、望田の「資格社会」概念自体の限界性がある。

もう一度、望田の「資格社会」という概念を確認するならば、それは、教育資格を社会編成原理とする近代社会＝資格社会は、教育資格のほかに職業資格制度を基本的制度としてもち、両者の関係は職業資格取得の前提としての教育資格、というものであった。この概念を分析タームとすると、職業の理念的な序列化は排除され、職業資格に関する諸分析枠組みのなかで、その実態が検討されることとなり、各職業は横断的・並列的に扱われることとなる。以上が、望田の意図であったといえよう。しかし、望田が「資格社会」概念において作りあげた「職業資格＝教育資格＋国家試験」という「方程式」、特に、その「教育資格」の部分に問題性が隠されている。

望田は次のように述べている。「こうした非エリート層における資格制度の研究は、官吏をはじめとする専門職＝教養市民層において貫徹された資格社会が、社会の下方にむけて展開していく歴史的過程を追及することでもある³⁰⁾。」この論述の背景には、「専門職＝教養市民層」を中心とした高等教育システムで得られる教育資格を頂点とする「教育資格」の概念把握があり、こうした「教育資格」を構成因子として「資格社会」概念がつくられている。そのため、「専門職＝教養市民層」と「準・非専門職＝非エリート層」との関係把握において、序列的な「教育資格」の基準による、「下方展開」といった一方的なとらえ方がなされてしまうのである。

もちろん、教育資格などの制度面において下方展開的傾向が強いのは事実であろう。その点は問題ではない。問題は、制度面における下方展開的傾向をもってして、もしくは序列的な「教育資格」という分析枠組みで、各職業間の関係性や発展過程などを一面的にとらえてしまう観点にある。制度化・形式化された職業能力規定や教育内容規定と、制度化前においての、もしくは実際に必要とされる職業能力や教育内容との乖離、すなわち形式・制度と内容・実態の乖離こそが、最も重要な論点であり、もともと性質やルーツが異なる各職業内容を形式面で、ここでは教育資格という基準で序列化してしまうことの問題性、その経緯こそが改めて問われなければならない。

確かに、望田自身こうした点を認識しており、「資格制度」になじみにくい非エリート層の職業社会を「経験の世界」として「資格の世界」と対比するという留保は行っている³¹⁾。しかし、この「経験の世界」と「資格の世界」という対比自体が不適當となっている。なぜなら、望田が前提とする「資格制度」自体、「専門職＝教養市民層」の論理によって構築されたものであり、非エリート層の職業社会が「資格制度」になじみにくいのは、いわば自明のことだからである。

むしろ、重要なことは、「資格社会」や「資格制度」概念の正当性を再検討したうえで、エリート層と非エリート層の各職業に独自のルーツや性格があることを念頭におき、それぞれ異なるルーツをもつ職業が「資格社会化」という過程でいかなる発展過程を遂げたのかを押しやることではなからうか。表現をかえるならば、「科学の世界」にルーツをもつ傾向が強い職業と「技の世界」³²⁾にルーツをもつ傾向が強い職業が、「資格社会化」のなかで、様々な葛藤を経ながら、「職業資格」化していく過程の分析が必要ではなからうか、ということである。

IV. まとめ

A. 本論のまとめ

本論では、日本における専門的職業教育研究の予備的検討として、先行研究となる英米系専門職研究の系譜について検討を行った。英米系専門職研究の蓄積は、日本の専門的職業を対象とした研究を行う際に、無視できないものであるが、それをそのまま適用することは難しい。II章で明らかにしたように、英米系専門職研究においては、機能主義的アプローチによる非歴史性という問題や、英語圏の専門職のみを古典的モデルとする文化的偏りの問題があるからである。他方、これらの専門職研究で鑄造された「専門職」概念を批判的に継承して、近年さかんになっている歴史研究などから示唆される点も多い。しかし、III章で明らかにしたように、「専門職」や「資格社会」概念に内在する、「専門職」以外への職業への射程の限界という課題も残っている。

いずれにせよ、これらの研究の蓄積から得られる方法や論点は、今後の日本における専門的職業を対象とした研究において、さらに検討されるべきものであろう。もちろん、本論で検討した諸研究は外国を対象としているため、適用に際しては、日本の特性をふまえた方法論の構築が求められることはいままでもない。

B. 今後の課題

今後の日本の専門的職業を対象とした研究を行う際、次の二点に関しては特に注意が必要であろう。第一に、日本における専門的職業の発展過程の特異性である。そもそも、今回検討した英語圏やドイツなどの専門的職業は、元来西洋的なルーツを有しているのに対し、日本の専門的職業の多くはそれらを「輸入」したという経緯がある。東洋的な職業との関係や、教育機関との関係性も論点となるだろう。こうした点をまずふまえる必要がある。

第二に、日本の資格制度の特異性という点がある。英語圏やドイツなどでは、専門的職業と資格制度の関係は密接であるが、日本の場合、教育資格と職業資格との関係や、それらと専門的職業の関係については、いまだに研究が進んでいない部分が多い³³⁾。これらの検討も、専門的職業研究の必須作業となるだろう。

以上の二点をふまえたうえで、日本における専門的職業研究、さらには専門的職業教育研究が求められているといえよう。

注

- 1) 佐々木英一「わが国におけるデュアルシステム導入

- の試み』『追手門学院大学教職課程年報』12号, 2004年。
- 2) 柳田雅明『イギリスにおける「資格制度」の研究』多賀出版, 2004。
辻功『日本の公的職業資格制度の研究』日本図書センター, 2000。
 - 3) 本論では、「専門職」という用語を英米系職業社会学の概念である“profession”を念頭において用いる。他方、英米系職業社会学では「準専門職」などに含まれるような職業も視野に入れる場合には「専門的職業」という日常的な用語を用いることにする。また、「準専門職」も英米系職業社会学の概念であり、後に使う場合は便宜的に使うものとしてとらえてほしい。なお、経営学的用法では、「専門職」は管理職系列外の補助職位の意もあるので注意を要する。
 - 4) 中西新太郎『情報消費社会と知の構造』旬報社, 1998。
植上一希「専門学校の分類」『高校生活指導』161号, 2004。
 - 5) 韓民『現代日本の専門学校』玉川大学出版部, 1996。
 - 6) A.M. Carr-Saunders, P.A. Wilson, *The professions*, Oxford, Oxford Univ Press, 1933.
 - 7) T.Parsons, 井門富二男訳『近代社会の体系』至誠堂, 1977。
 - 8) T.Parsons, “Professions”, <D. Sills ed., *International Encyclopedia of the Social Sciences*, Vol. 12, New York, 1968.>
 - 9) A.M. Carr-Saunders, P.A. Wilson, op. cit., p.284.
 - 10) 竹内洋「専門職の社会学—専門職の概念」『ソシオロジ』16巻3号, 1971年。ここでは, 28人の研究者の定義が検討され, 18項目の各々の定義が含まれているかどうか吟味されている。
 - 11) そもそも, ヨーロッパ大陸に関する専門職研究は盛んではない。例えば, ドイツの専門的職業を対象にしても, 英米系専門職研究における重要な指標である「自律性」という点において, ドイツの専門的職業は「専門職」ではなくなるのである。チャールズ E. マクレランド, 望田幸男監訳『近代ドイツの専門職』晃洋書房, 1993。
 - 12) 竹内, op. cit., p.50.
 - 13) 中野秀一郎『プロフェッションの社会学』木鐸社, 1981。
 - 14) Ibid., p.40.
 - 15) Ibid., p.44.
 - 16) これらの批判は, 英米系専門職研究のみならず, 各専門職集団それ自体による自己評価にも向けられるものである。各専門職集団は, 自分たちの専門性や職業独占の正当性を常に主張してきたからである。
 - 17) トーマス・クーン, 中山茂訳『科学革命の構造』みすず書房, 1971。
 - 18) B・エーレンライク, D・イングリッシュ, 長瀬久子訳『魔女・産婆・看護婦』法政大学出版局, 1996。
なお, 本書は専門職集団が女性を排除してきたというジェンダーの問題も提起している。
 - 19) M.S. Larson, *The rise of professionalism*, Berkeley, University of California Press, 1977.
 - 20) イバン・イリイチ他, 尾崎浩訳『専門家時代の幻想』新評論, 1984。
 - 21) M.S. Larson, op. cit.
 - 22) マクレランド, op. cit., p.15.
 - 23) マクレランド, op. cit.
 - 24) 望田幸男編『近代ドイツ＝「資格社会」の制度と機能』名古屋大学出版会, 1995, p.7.
 - 25) 望田幸男, op. cit.
望田幸男編『近代ドイツ＝資格社会の展開』名古屋大学出版会, 2003。など。
 - 26) 望田幸男『近代ドイツ＝「資格社会」の制度と機能』, op. cit., p.7.
 - 27) R. コリンズ, 新堀通也他訳『資格社会』有信堂, 1984。
 - 28) 望田幸男『近代ドイツ＝「資格社会」の制度と機能』, op. cit., p.7.
 - 29) 望田の二つの編書では, 弁護士, 医師, 聖職者とともに, 手工業者, 治療師, ホテル・飲食業などが並列化されて分析されている。
 - 30) 望田幸男『近代ドイツ＝資格社会の展開』, op. cit., p.6.
 - 31) Ibid., p.7.
 - 32) 例えば, 小野塚知二はイギリスのクラフト的規制の起源を歴史的に検討しているが, これらの入職規制の根本には徒弟制度による職業資格の付与があり, そのルーツが「技の社会」にあったことを明らかにしている。小野塚知二『クラフト的規制の起源』有斐閣, 2001。
 - 33) 辻功, op. cit.